平成２１年（フ）第１８６４４号
東京都北区岩淵町38―15―Ａ11
債務者　熊木裕紀乃
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６４７号
東京都中野区本町３丁目３―４―Ａ―704
債務者　堀　　朋也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６５３号
東京都葛飾区西新小岩４丁目39―31　パステルＳ102
債務者　森　　孝司
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６６７号
長崎県諫早市小船越町705―１
債務者　西岳　雅夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６７２号
東京都新宿区西新宿８丁目８－３
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６７３号
神奈川県川崎市中原区上平間612―201
債務者　中島　千春
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３号
横浜市緑区北八朔町1845番地２　ハイツエイトビレッジ206号
債務者　酒井　真希
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４４号
横浜市神奈川区三ツ沢下町15番23号　アクトピアガーデン山302号
債務者　高野　勝巳
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町15番23号　アクトピアガーデン山302号
債務者　高野三枝子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５５０号
横浜市旭区笹野台４丁目47番３号
債務者　栗原　則子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７５号
横浜市金沢区泥亀２丁目８番18号　第１奥富ビル205号
債務者　佐藤　由香（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５８３号
神奈川県鎌倉市大船1881番地　みたけ荘203号
債務者　田村　孝徳
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１３号
横浜市泉区上飯田町395番地２
債務者　三上　一行
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１４号
横浜市都筑区池辺町4911番地３
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５３号
北海道深川市北光町２丁目５番20号　アウローラⅡ―102号
債務者　渡辺　厚子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５４号
北海道深川市北光町２丁目７番１号　メゾン松尾101号室
債務者　村澤　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部